

# 令和3年度



## 令和3年4月入所申請受付期間【一次申請】

受付期間	受付時間	受付場所
12月1日(火)～ 12月5日(土)	8:30～17:00	児童青少年課(東久留米市役所2階) ※現在、学童保育所に在籍している児童は全学年、左記期間の学童保育所開所時間中、平日は9時～18時、土曜日は9時～16時15分まで在籍している学童保育所に提出できます。(金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所は平日9時～19時、土曜日は9時～18時まで) ※なお、5日(土)・12日(土)および10日(木)・11日(金)の17:15以降は執務時間外のため、児童青少年課の学童保育所申請受付以外の窓口は開いておりません。
12月7日(月)～ 12月9日(水)	8:30～17:00	
12月10日(木)	8:30～20:00	
12月11日(金)	8:30～20:00	
12月12日(土)	8:30～17:00	

二次申請受付期間：令和2年12月14日(月)～令和3年1月15日(金)

三次申請受付期間：令和3年1月18日(月)～令和3年2月26日(金)

※二次および三次申請の受付期間は、下記の閉庁日を除きます。

土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始

※二次および三次申請の受付時間および受付場所は、下記のとおりとなります。

受付時間：8:30～12:00 および 13:00～17:00

受付場所：児童青少年課(東久留米市役所2階)

### 高学年児童(小学4～6年生)の申請受付期間および受付場所等

受付期間：令和2年12月1日(火)～令和3年2月26日(金)

受付場所：一次申請受付期間(新規申請：児童青少年課)

(在籍児童：児童青少年課もしくは在籍の学童保育所)

：一次申請受付期間以外(児童青少年課)

※入所決定は、低学年児童(小学1～3年生)の入所決定後(3月下旬予定)に行います。

※受付時間は、一次申請、二次申請および三次申請に準じます。

# もくじ

1. 学童保育所とは	1
2. 学童保育所の入所について	1
【1】入所の資格	1
【2】入所申請の受付期間および結果通知時期等	1
【3】入所申請に必要な書類	3
【4】入所の決定・面接	4
3. 開所日時および休業日について	4
4. 学童保育所費および延長育成料について	5
【1】学童保育所費	5
【2】延長育成料	5
5. その他	6
6. 東久留米市立学童保育所一覧	6

## ○ 問い合わせ先 ○

〒203-8555

東久留米市本町3-3-1

東久留米市子ども家庭部

児童青少年課 児童青少年係

電話 042-470-7735 (直通)

**市ホームページをご覧ください** 

■学童保育所の施設情報について

[施設のご案内](#)>学童保育所

■入所申請について

[申請書ダウンロード](#)>学童保育所>令和3年度入所関係書類

## 1. 学童保育所とは

学童保育所とは、放課後帰宅しても、保護者の就労等により家庭で育成(監護)が受けられない児童を、保護者に代わって専門の職員が育成支援する施設です。

市内には、全ての市立小学校の小学校区ごとに1または2施設ずつ計19の市立学童保育所があります。

今回、入所の対象となるのは、令和3年4月1日時点における小学1年生～6年生で、入所を希望する児童です。

令和2年4月より、金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所は、委託事業者である株式会社明日葉に運営を委託しております。



## 2. 学童保育所の入所について

### 【1】入所の資格

入所できる児童は次の資格をすべて満たす必要があります。

(1) 東久留米市内の小学校に在籍する小学1年生～6年生の児童

または、市内在住で、市外の小学校に在籍する児童

※転入予定の場合は、住所が決定していれば見込みで入所申請が可能です。

(2) 保護者の下記の理由により放課後、家庭で適切な監護が受けられない児童

※長期休業期間(春休み・夏休み・冬休み)のみの入所申請は受け付けておりません。

(参照【3】入所の申請に必要な書類 → 3ページ)

#### ①就労

1日の勤務時間(休憩・休息時間を除く)が4時間以上で、午後3時以降まで就労している日が週(月～土曜日の間)に3日以上あること(概ね2か月以上の就労が見込まれること)

#### ②疾病・障害

#### ③介護又は看護

#### ④就学

就学・技能習得等のため監護に当たれない時間(休憩・休息時間を除く)が1日4時間以上、午後3時以降まで、週(月～土曜日の間)に3日以上あること(就労の資格に準じる)

#### ⑤出産

出産予定日前6週間から出産後8週間の間(概ね出産月を含む前後5か月)

※育児休業期間中は入所資格に該当しません。

保護者の職場復帰が月の途中の場合、復帰月の1日より入所できますが、利用開始は職場復帰日以降となります。

上記(1)、(2)に該当する児童でも、次のいずれかに該当するときは、入所できません。

○ 集団育成等が困難と認められる児童

○ ①～④に該当しない65歳未満の同居家族がいる児童

### (注意事項)

入所資格を満たしていても、受け入れ可能児童数を超えて入所申請がある場合、お待ちいただくことがあります。

### 【2】入所申請の受付期間および結果通知時期等

(1) 令和3年4月1日入所申請受付期間および結果通知時期

入所決定は小学1～3年生の低学年児童を優先します。

小学4～6年生の高学年児童は、申請日に関わらず、低学年児童の入所決定後に審査を行います。

令和3年4月1日入所 [低学年児童 (小学1～3年生)]

	受付期間	受付時間	結果通知時期 (予定)	入所日
一次申請	令和2年12月1日(火)～ 令和2年12月5日(土)	8:30～17:00	令和3年 2月下旬まで	令和3年 4月1日(木)
	令和2年12月7日(月)～ 令和2年12月9日(水)	8:30～17:00		
	令和2年12月10日(木)	8:30～20:00		
	令和2年12月11日(金)	8:30～20:00		
	令和2年12月12日(土)	8:30～17:00		
二次申請	令和2年12月14日(月)～ 令和3年1月15日(金)	8:30～12:00 および	令和3年 3月中旬まで	
三次申請	令和3年1月18日(月)～ 令和3年2月26日(金)	13:00～17:00	令和3年 3月下旬まで	

※現在、学童保育所に在籍している児童は全学年、一次申請の受付期間の学童保育所開所時間中、平日は9時～18時、土曜日は9時～16時15分まで在籍している学童保育所に提出できます。(金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所は平日9時～19時、土曜日は9時～18時まで)

※なお、5日(土)・12日(土)および10日(木)・11日(金)の17:15以降は執務時間外のため、児童青少年課の学童保育所申請受付以外の窓口は開いておりません。

※二次および三次申請の受付期間は、土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始を除きます。

令和3年4月1日入所 [高学年児童 (小学4～6年生)]

	受付期間	受付時間	結果通知時期(予定)	入所日
高学年児童	令和2年12月1日(火)～ 令和3年2月26日(金)	一次申請、二次申請 および三次申請 に準じます。	令和3年 3月下旬まで	令和3年 4月1日(木)

※受付期間は、土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始を除きます。

(2) 令和3年5月1日入所以降の入所申請受付期間および結果通知時期

入所月	受付期間	結果通知時期	入所日
5月1日入所	令和3年3月1日(月)～令和3年4月15日(木)	入所月の 前月末日まで	各月1日
6月1日入所	令和3年4月16日(金)～令和3年5月17日(月)		
7月1日入所	令和3年5月18日(火)～令和3年6月15日(火)		
8月1日入所	令和3年6月16日(水)～令和3年7月15日(木)		
9月1日入所	令和3年7月16日(金)～令和3年8月16日(月)		
10月1日入所	令和3年8月17日(火)～令和3年9月15日(水)		
11月1日入所	令和3年9月16日(木)～令和3年10月15日(金)		
12月1日入所	令和3年10月18日(月)～令和3年11月15日(月)		
1月1日入所	令和3年11月16日(火)～令和3年12月15日(水)		
2月1日入所	令和3年12月16日(木)～令和4年1月17日(月)		
3月1日入所	令和4年1月18日(火)～令和4年2月15日(火)		

※受付時間は8:30～12:00および13:00～17:00です。

※いずれの期間も、土曜日・日曜日・祝日および12月29日～1月3日の年末年始を除きます。

(3) 入所申請方法 新規申請の場合、来庁時に面接に関する説明を行うため、必ず保護者が来庁し直接申請してください。

### 【3】入所申請に必要な書類

下記の1、2が両方そろっていないと申請できません。

また、記入漏れ、押印漏れがないようご注意ください。

○入所申請時、提出書類の確認に以下のチェック表をご利用ください。

提出書類		提出日	備考
1	学童保育所入所申請書		
2	次のうち該当する書類		
就労			
	勤務証明書 ( )		同居家族全員分
	勤務証明書 ( )		(65歳未満の世帯員)
<p>※保護者が単身赴任等で同居していない場合も、勤務証明書の提出が必要です。</p> <p>※勤務が内定もしくは予定である場合は、勤務予定先が証明する勤務内容がわかる書類を提出し、勤務開始後改めて勤務証明書を提出してください。</p> <p>※勤務証明書の雇用契約期間終了日が令和3年3月31日以前となっている場合、また入所後に年度途中で証明期間が終了する場合は、それ以降の証明期間の勤務証明書を再度提出してください。</p> <p>※同居している学生の兄・姉が就労見込みの場合、申請を受理しますが、後日、勤務証明書の提出が必要となります。</p>			
就学			
	在学証明書		児童のきょうだいは不要
	時間割等		
疾病			
	診断書		申請時から3ヶ月以内のもの、写し可
	理由書		
介護・看護			
	対象の方の診断書		申請時から3ヶ月以内のもの、写し可
	介護(看護)予定表等		
	理由書		
出産			
	母子健康手帳の写し		表紙および出産予定日記載ページ
※障害者手帳をお持ちの方			
	身体障害者手帳		
	愛の手帳(療育手帳)		
	精神障害者保健福祉手帳		
※現在の住所地とは異なる学区の小学校に入学する場合			
	新住所が確認できる書類		売買もしくは賃貸借契約書の住所・氏名が明記された部分の写し、住民票等
	在籍する小学校がわかる書類		入学通知、児童・生徒の転入学について(通知)等の写し
※在籍小学校に関する書類が申請時に提出できない場合は、後日提出でもかまいません。学務課での手続き後、すみやかに提出してください。			
※必要に応じて提出			
	減免申請書		所費の減免を申請する場合(添付書類必須)※5ページ参照
	変動届		申請内容(住所・勤務先・家族構成等)に変更がある場合
	転所申請書		転居等により、年度途中で他の学童保育所に転所する場合
	産後休暇・育児休業取得状況報告書		児童の入所後保護者が出産した場合

※その他の理由で入所を希望する場合は、児童青少年課児童青少年係にお問い合わせください。

※転居等により、入学もしくは在籍小学校が変更になる場合は、新住所や入学・在籍予定校が明確であれば

見込みで申請を受理します。ただし、入所日までに必要に応じて書類を提出してください(上記参照)。

提出がない場合は、入所決定を取り消す場合があります。

※現在育児休業中の保護者が4月から復職予定である場合は、4月入所の申請ができます。(入所決定したら、復職日から学童保育所を利用することができます。)申請の際には、復職予定の勤務内容を記載した勤務証明書<sup>1</sup>の提出が必要です。なお、復職後は勤務証明書を再提出してください。

※学童保育所入所申請書、勤務証明書の用紙は、市役所児童青少年課(市役所2階)と、各学童保育所にて配布します。また市ホームページからダウンロードすることもできます。

※記入には黒のボールペンを使用してください。(消せる筆記用具の使用不可です。)

※内容の訂正は修正液等を使用せず、二重線で消して訂正印を押してください。

※印鑑はスタンプ式の印は使用不可です。

※障害者手帳を所持している児童等については、手帳の写し等、内容が確認できる書類を提出してください。

#### 【4】入所の決定・面接

##### (1) 入所決定までの流れ

入所申請受付期間終了後、提出された申請書に基づき、東久留米市学童保育所入所基準(令和3年度)に沿って、各学童保育所の受け入れ可能児童数内で入所児童を内定いたします。同時に、**新規入所児童**に対しては、面接通知を発送いたしますので、面接通知で指定された日時に申請した学童保育所で面接を受けてください。

※小学1年生～3年生は、一次申請の児童を優先して入所を決定し、二次申請では一次申請で待機となった児童および二次申請の児童の入所の決定をします。三次申請では、一次申請および二次申請で待機となった児童と三次申請の児童の入所を決定します。

※面接時に「児童調査表(記入した物)」と「入所のしおり」をご持参ください。面接では児童の特徴や家庭での様子を伺います。また、学童保育所での持ち物や過ごし方等の説明をいたします。

※面接は、必ず児童・保護者同伴で受けてください。面接を受けない場合は入所決定されず、決定通知の発送ができません。入所内定が取り消しとなる場合もあります。

※土曜日・日曜日・祝日の面接はありません。

##### (2) 令和3年4月1日入所児童の面接日程

##### 【低学年児童(小学1～3年生)】(新規入所児童)

申請期間	面接通知発送(予定)	面接期間(予定)
一次申請	令和3年 1月21日(木)	令和3年 2月 1日(月)～2月 9日(火)
二次申請	令和3年 2月17日(水)	令和3年 2月25日(木)～3月 4日(木)
三次申請	電話連絡	令和3年 3月 8日(月)～3月11日(木)

##### 【高学年児童(小学4～6年生)】(新規入所児童)

小学1～3年生の低学年児童の入所決定後、小学4～6年生の入所児童を内定します。

面接期間は令和3年3月8日(月)～3月11日(木)を予定しています。

##### (3) 令和3年5月1日以降入所児童の面接日程

入所月の前月下旬に行います。面接の連絡は電話連絡となります。

(4) 上記により、入所決定が受けられなかった児童については待機児童とし、定員に空きが生じた場合、入所判定会議を経て入所を決定し、翌月1日付で入所となります。

(5) 入所判定の結果については文書で通知します。電話等でのお問い合わせには回答することができません。

(6) 年度途中で転所を希望する場合は、学童保育所転所申請書等の提出が必要です(3ページ参照)。転所希望児童の入所の可否は、新規申請児童および待機児童よりも優先して行います。内定後、転所先の学童保育所で面接を受けていただきます。

### 3. 開所日時および休業日について

学童保育所の開所日時および休業日については下記のとおりです。

令和2年4月から、金山学童保育所(第六小学校)、くぬぎ第一・第二学童保育所(第九小学校)においては延長育成を行っております。(平日：18時から19時まで、土曜日：16時15分から18時まで)そのため、開所時間が異なります。

#### 【開所日時】

開所日	(平日：月～金) 登校日	(平日：月～金) 休校日 および春・夏・冬休み期間	土曜日
開所時間	下校時から18時まで	8時15分から18時まで	8時15分から16時15分まで
	※金山学童保育所、 くぬぎ第一・第二学童保育所 下校時から19時まで	※金山学童保育所、 くぬぎ第一・第二学童保育所 8時15分から19時まで	※金山学童保育所、 くぬぎ第一・第二学童保育所 8時15分から18時まで

※育成時間は保護者の勤務時間等に応じます。

※延長育成時間の利用については、別途申請が必要となります。入所決定時に詳細について案内をいたしますので、利用を希望される方は内容を確認し、申請をしてください。

※保護者が勤務のない日は、原則として家庭での育成をお願いいたします。

※18時までの利用はお迎えを条件としておりませんが、児童の状態によってはお迎えをお願いすることがあります。なお、**金山学童保育所(第六小学校)**、**くぬぎ第一・第二学童保育所(第九小学校)**で延長育成を利用する児童は、必ずお迎えでの降所をお願いいたします。なお、土曜日の延長育成については、平日と同様の取り扱いとします。

※第一・第二学童保育所は合同で育成する場合があります。

【休業日】 日曜日、国民の祝日、12月29日～1月3日の年末年始および市長が特に必要と認めた日

#### 4. 学童保育所費および延長育成料について

##### 【1】学童保育所費

入所児童1人につき 月額 6,600円

次のいずれかの世帯は学童保育所費の減免を受けることができます。減免を希望する方は、減免申請書に下記の必要書類を添えて東久留米市役所児童青少年課窓口へ提出してください。減免申請書は児童青少年課の窓口または各学童保育所にあります(市ホームページからもダウンロードできます)。申請には印鑑が必要です(印鑑はスタンプ式の印は使用不可です)。

**減免は入所月の末日までに申請してください。遡っての減免の適用はできません。ご注意ください。**

- 生活保護世帯……………生活保護受給証明書
- 市民税非課税世帯……………保護者全員の令和2年度住民税非課税証明書  
(証明内容は令和元年中※の収入による)
- 市民税均等割のみの課税世帯…保護者全員の令和2年度住民税課税証明書  
(証明内容は令和元年中※の収入による)

- 課税世帯で2人以上入所……………特に書類は必要ありません

※なお、令和元年中とは、平成31年1月1日から令和元年12月31日までのことをいう。

学童保育所費

	減免後の児童1人当たりの保育所費		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割のみの課税世帯	2,200円	1,100円	免除
課税世帯	6,600円	3,300円	免除

##### 【2】延長育成料

金山学童保育所(第六小学校)、くぬぎ第一・第二学童保育所(第九小学校)においては、延長育成を実施しますが、上記学童保育所費の他、延長育成料がかかります。なお、延長育成を利用する場合は、別途申請が必要となり、減免申請も同様となります。(入所決定時に詳細をお知らせいたします。)

延長育成料

区分	児童1人当たりの延長育成料	
	月額	金額
	月額	2,000円
	日額(1回)	400円

備考：児童1人当たりの延長育成料は、月額2,000円を超えないものとする。

なお、延長育成料の減免申請をした家庭の児童においては、下記の金額になります。

区分	減免後の児童1人当たりの延長育成料		
	1人目	2人目	3人目以降
生活保護世帯	免除	免除	免除
市民税非課税世帯	免除	免除	免除
市民税均等割額のみ課税世帯	月額 660円 日額 130円	月額 330円 日額 60円	免除
上記以外の課税世帯	月額2,000円 日額 400円	月額1,000円 日額 200円	免除

備考：減免後の児童1人当たりの延長育成料は、上記の月額を超えないものとします。

## 5. その他

- (1) 申請の内容に変更が生じた場合、または申請を取り下げる場合は、速やかに子ども家庭部児童青少年課児童青少年係へご連絡ください。状況に応じて書類の提出をお願いしております。
- (2) お子様持病・障害・食物アレルギーがある場合は入所申請時にお申し出ください。育成支援の参考にさせていただきます。適切な育成支援を行うため、入所後も対応についてご相談・確認をさせていただくことがございます。ご理解、ご協力をお願いいたします。
- (3) 入所申請書に記入された内容は、入所の可否を問うものではありません。
- (4) 入所申請に虚偽があった場合は、入所決定を取り消す場合もあります。
- (5) これまでの学童保育所費を滞納している方は、入所申請時に納入計画等を作成のうえ、計画書に従って納入してください。
- (6) 入所後、出席日数がきわめて少ない場合は、退所していただく場合があります。
- (7) 原則、居住学区の学童保育所に入所していただきます。第一・第二学童保育所についてはその年度の児童の居住地、学年等の状況等をふまえて適正に分けさせていただきますので、あらかじめご了承ください。そのため、前年度と異なる学童保育所に在籍する可能性があります。

## 6. 東久留米市立学童保育所一覧

学区	学童保育所	所在地	電話番号 市外局番 042	受け入れ可能 児童数(人)	
				所舎	特別 教室等
一小	前沢第一学童保育所	中央町6-8-1 (第一小学校敷地内)	473-4950	70	—
	前沢第二学童保育所		473-4952	30	
二小	新川第一学童保育所	新川町1-14-6 (第二小学校敷地内)	471-4596	60	30
	新川第二学童保育所		472-6356	60	
三小	中央第一学童保育所	中央町1-17-14 (第三小学校北側隣接)	476-2133	50	—
	中央第二学童保育所		476-2115	50	
五小	南沢第一学童保育所	南沢4-6-1 (第五小学校敷地内)	465-5194	70	30
	南沢第二学童保育所		465-5198	30	
六小	金山学童保育所	金山町1-17-1 (第六小学校敷地内)	473-8431	60	30
七小	滝山第一学童保育所	滝山7-26-30 (第七小学校敷地内)	473-3200	70	30
	滝山第二学童保育所		476-3090	40	
九小	くぬぎ第一学童保育所	滝山3-2-30 (第九小学校敷地内)	474-4800	45	30
	くぬぎ第二学童保育所		474-4805	45	
十小	柳窪第一学童保育所	柳窪5-9-43 (第十小学校敷地内)	474-2360	50	—
	柳窪第二学童保育所		474-2367	30	
小山小	小山学童保育所	小山5-5-4 (小山小学校敷地内)	473-8870	60	30
神宝小	神宝学童保育所	神宝町1-6-7 (神宝小学校敷地内)	474-6652	45	30
南町小	南町学童保育所	南町3-2-23 (南町小学校敷地内)	465-6789	70	30
本村小	本村学童保育所	野火止3-4-5 (下里第二住宅5号棟西側)	474-7897	60	—

※令和2年4月より、金山学童保育所、くぬぎ第一・第二学童保育所は、委託事業者である株式会社明日葉に運営を委託しております。

※児童青少年課では、学童保育所の待機児童の解消をめざし、小学校の特別教室等の借用に向けて小学校と協議を進め、平成28年度より特別教室等の運用を開始しました。令和2年11月現在、8校で実施しています。令和3年度も引き続き、待機児童の解消に取り組むとともに、学童保育所の所舎と、小学校の特別教室等の両方で育成支援を行ってまいります。